

査定後分割可能時期早見表（平成21年4月以降）

出願日 (原出願日) 査定種別	平成19年3月31日以前 (H18年法改正適用前)	平成19年4月1日以降 (H18年法改正適用後)
拒絶査定	1) 拒絶査定謄本送達日から3月以内で拒絶査定不服審判請求と同時にする場合（特44条1項1号）	1) 拒絶査定謄本送達日から3月以内で拒絶査定不服審判請求と同時にする場合（特44条1項1号） 2) 最初の拒絶査定謄本送達日から3月以内（特44条1項3号）
特許査定	なし	3) 特許査定謄本送達日から30日以内（特44条1項2号）

- ※ 補正ができない時期の分割出願（上記2）、3）は、分割直前の明細書等の範囲内では認められません。
- ※ 原出願日が平成19年4月1日以降（H18年法改正適用後）の分割出願は、ファミリー（親子不問）で既に受けている同一拒絶理由が解消されていなければ、最初でも最後の拒絶理由通知扱いとなります。（拒絶請求項をそのまま分割出願した場合等）（特50条の2等）
- ※ 「同時」に提出とは、郵便であれば同封、インターネット出願であれば連続した手続き（順不問）で同一プルーフ内に対応します。
- ※ インターネットと郵便とに分ける場合は、同日であれば同時扱いとなります。パソコンが手続き途中でフリーズした場合などに有用かと思われます。